

基本方針は、基本理念・基本目標に基づき、市民・事業者、市がともに景観づくりに取り組むための方策を、体系的に掲げるものです。また、市全体の景観イメージを印象づける骨格的な景観要素と、自然景観、歴史と文化の景観、まちなみ景観の3つの景観要素により構成します。

1 基本方針の体系

■ 景観づくりの基本方針の体系（19ページ）

2 骨格的な景観要素の位置付け

市全体の景観イメージを印象付け、特徴ある景観づくりを進めていく上で、大きな要素となる景観軸・拠点を位置付けます。

(1) 景観軸

① 水と緑の景観軸（野火止用水）

県指定史跡である野火止用水沿いの空間を“水と緑の景観軸”と位置付け、周辺の豊かな自然環境を保全しながら、環境美化に努め、水辺に親しみながら、眺望や景観を楽しむ景観軸として充実を図ります。

② 河川の景観軸（柳瀬川、黒目川）

柳瀬川、黒目川を“河川の景観軸”と位置付け、自然環境の保全と再生、親水性の創出などを図ります。

③ 緑の景観軸（平地林、斜面林）

黒目川に沿って緑のつながりを見せる斜面林や市内各所に点在する平地林を“緑の景観軸”と位置付け、保全を図るとともに、緑豊かな景観を楽しむ景観軸として充実を図ります。

④ 道路の景観軸

市内の東西や南北を結ぶ主要な道路を“道路の景観軸”と位置付け、都市的な眺めの続く美しい沿道の景観形成を図ります。

道路の景観軸…国道254号、都市計画道路東久留米・志木線（新座中央通り）、都市計画道路ひばりヶ丘・片山線（ひばり通り）、新座駅南口通線、県道新座・和光線（旧川越街道）、主要地方道さいたま・東村山線（志木街道）、主要地方道保谷・志木線

(2) 景観拠点

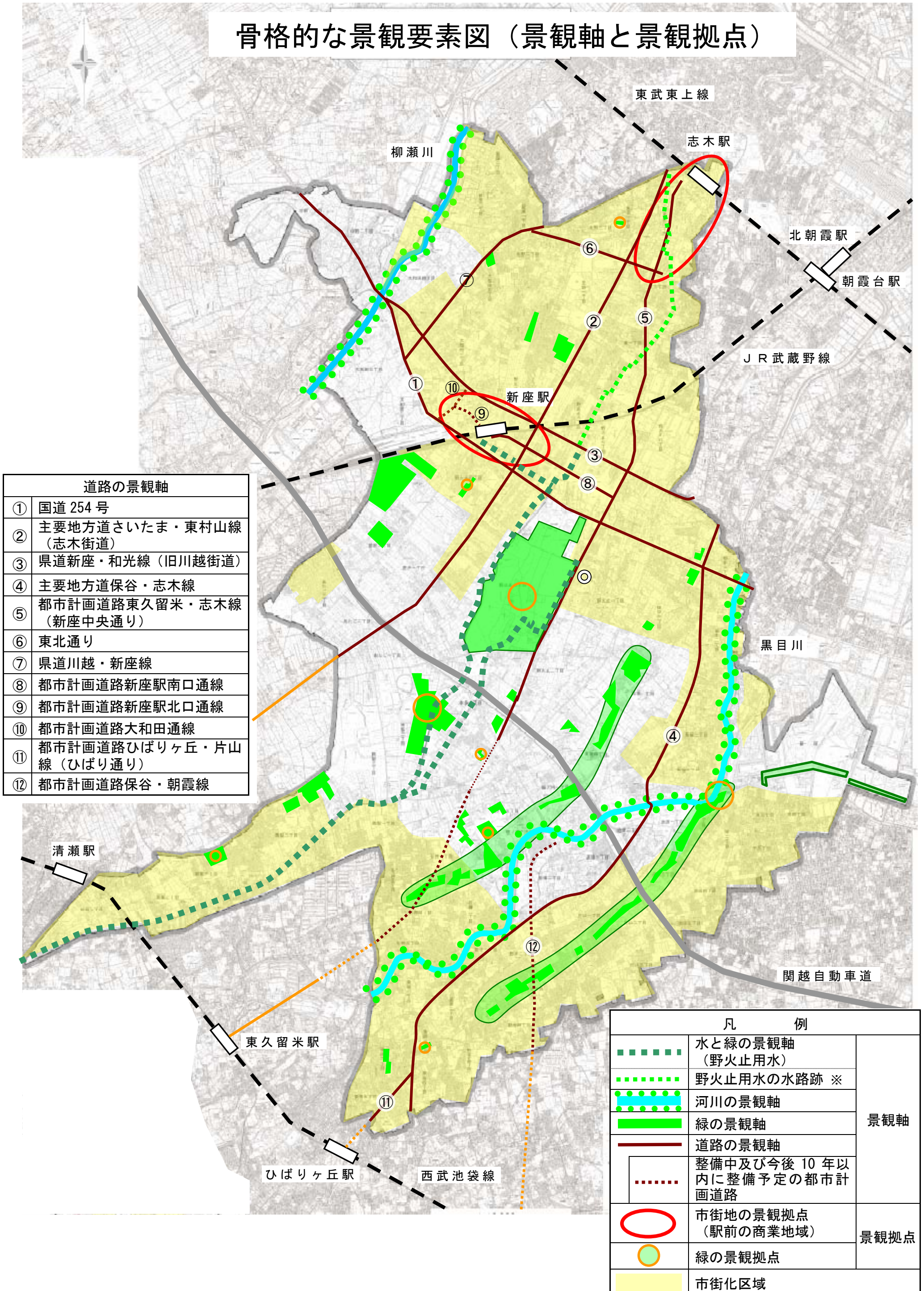
① 市街地の景観拠点（駅周辺の商業地域）

志木駅南口周辺及び新座駅南口周辺の商業地域を“市街地の景観拠点”と位置付け、まちの玄関口としての顔づくりと賑わいの中にもまちの個性が生きた景観形成を図ります。

② 緑の景観拠点

平林寺境内林を始め、市民憩いの森、総合運動公園と周囲に広がる緑地、農地を“緑の景観拠点”と位置付け、緑の景観を楽しむ拠点として充実を図ります。

骨格的な景観要素図（景観軸と景観拠点）



道路の景観軸	
①	国道 254 号
②	主要地方道さいたま・東村山線 (志木街道)
③	県道新座・和光線 (旧川越街道)
④	主要地方道保谷・志木線
⑤	都市計画道路東久留米・志木線 (新座中央通り)
⑥	東北通り
⑦	県道川越・新座線
⑧	都市計画道路新座駅南口通線
⑨	都市計画道路新座駅北口通線
⑩	都市計画道路大和田通線
⑪	都市計画道路ひばりヶ丘・片山 線 (ひばり通り)
⑫	都市計画道路保谷・朝霞線

凡 例		
	水と緑の景観軸 (野火止用水)	景観軸
	野火止用水の水路跡 ※	
	河川の景観軸	
	緑の景観軸	
	道路の景観軸	景観拠点
	整備中及び今後 10 年以 内に整備予定の都市計 画道路	
	市街地の景観拠点 (駅前の商業地域)	
	緑の景観拠点	
	市街化区域	

※ 野火止用水の水路跡については一部を掲載

■ 景観づくりの基本方針の体系



3 自然景観

3-1 緑地の景観

市の中央部を流れる野火止用水とその周辺の緑は、武蔵野の面影を残す“水と緑の回廊”として平林寺と並び市の最も象徴的な存在であり、市内に多く現存する雑木林や、妙音沢緑地を始めとする本市の地形的特質である黒目川や柳瀬川の河岸段丘沿いの斜面林は、豊かな自然環境と緑の連続性を形成しており、市の眺望景観の特徴として重要です。しかし、開発等により良好な眺望が徐々に減少する傾向にあります。

今後も市街化が進み、緑の景観が減少しつつある中、まとまった緑の景観を守り、創出していくために、雑木林や斜面林の景観を「緑の景観軸・景観拠点」として積極的に位置付け、その保全を進めるとともに、市民が触れ合う場所としての活用を図ります。

また、生活風景の中に緑を増やすために、住宅の敷地内や塀の緑化など、身近な緑を新たに創出していくことも大切であり、「小さな緑化」を積み重ねていきます。

(1) 緑の景観軸の保全、景観拠点づくりと活用

① 雑木林の保全と再生

- ア みどりの保全協定（市民憩いの森）、市指定保存樹木等制度等の所有者への働きかけやみどりのまちづくり基金を活用した公有地化
- イ 樹林地の相続税納税猶予に関する制度や山林の買取りに対する財政支援策の創設について全国市長会等を通じた国への要望
- ウ 市民参加による雑木林管理の仕組みづくりと推進

② 景観拠点としての雑木林の活用

- ア 景観拠点（自然に触れ合う場）としての市民憩いの森の拡大
- イ 案内板やサインの設置と休憩施設、散策路・ビューポイントの整備
- ウ 景観拠点に関する広報やイベントの開催など、市民の集う場づくり

(2) 身近な緑の保全と創出

① 身近な場での緑化の推進

- ア 事業者に対する協力要請
- イ 民有地における敷地内緑化（花植え、フラワーポット、屋上緑化、壁面緑化）の推進
- ウ 緑地協定制度による緑地の保全と緑化の推進
- エ 公共施設の緑化の推進
- オ 道路空間への街路樹の植樹や道路沿いの生垣づくりによる連続性のある緑化
- カ 市民の緑化活動の推進と支援

3-2 河川の景観

本市には、一級河川である柳瀬川、黒目川があり、河川景観がまちにうるおいを与えていますが、親水機能の不足などから、必ずしも市民が親しめる空間として生かされていない状況も見られます。今後は、市街地景観の骨格軸（河川の景観軸）として広がりある眺望を守りつつ、水辺に親しみ、憩う場所として整備、活用します。

(1) 河川の魅力向上

① 河川に親しむ空間づくり

ア 河川沿いの散策路など、水と緑に配慮した空間づくり

イ サクラと菜の花の里づくりの推進

ウ 地域が主体となった河川沿い美化活動の促進

② 河川と調和した周辺市街地の景観形成

ア 河川や道路などの緑化と主要な公園や緑地、遊歩道などとの連続性の確保によるうるおいのある緑のネットワーク化の推進

イ 地域住民による緑化の推進（民地等）など、河川沿いの緑と調和したまちなみ景観の形成

ウ 建物の形態（配置・高さ等）やデザインなど、河川沿いのまちなみの連続性に配慮した景観形成

3-3 農地の景観

市中央部に広がる市街化調整区域ではまとまりのある農地の景観が広がり、市街化区域には生産緑地地区に指定された多くの農地が残されるなど、眺望景観として、また、緑地景観として農地の緑がまちなかにうるおいを与えています。しかし、農地も年々減少し、農地の景観が失われていく状況が見られます。今後も、地産地消の考えに立った農業を振興し、農地の保全に努めるとともに、観光農業などを推進して大切な農地景観を守り、多くの市民が土と触れ合う場として活用します。

(1) 農地景観の保全と活用

① 市街化区域内農地の保全・活用

生産緑地地区制度による市街地内農地の維持、継承による景観の保全

② 市街化調整区域内農地の保全・活用

③ レジャー農園の充実

④ 土埃防止対策の推進



市街化区域内の農地

4 歴史と文化の景観

市中央部に位置する古刹平林寺は、1663年（寛文3年）に岩槻より移転された臨済宗妙心寺派の関東における専門道場です。敷地内には広大な境内林があり、武蔵野の雑木林として野火止用水と合わせ、大変貴重な歴史的文化的文化資産となっています。

また、市内には様々な歴史的文化的文化資産が数多く残されています。これらの資産の保全を図り、市民生活の中の生きた資産として景観づくりに活用します。

(1) 平林寺周辺地区・野火止用水沿いの景観づくり

① 平林寺や野火止用水の景観に配慮した沿道建物のルールづくり

② 歴史的風情や自然的眺望景観の確保・保全

(2) 歴史・文化的な建物や史跡等の保全と周辺景観との調和

① 歴史・文化的な景観資源の発掘と保全

歴史・文化的な建物や史跡等の「景観資源」の発掘と市民の共有財産としての保全啓発

- ② 寺社等との周辺景観の調和
 - ア 寺社や周辺地域の緑の保全
 - イ 寺社周辺の景観に配慮した大規模建築物等の景観形成

(3) 歴史・文化的資源のネットワークづくり

- ① 歴史・文化的資源を巡る散策ルートの整備
- ② 案内板やサインの設置など、歴史・文化的資源情報の充実
- ③ 道路や坂などの歴史的由来を説明する看板の設置

(4) 歴史・文化的景観に対する関心の醸成と理解の促進

- ① 地域に残る伝統文化の保存、伝承
- ② 伝統行事を活用した情報発信
- ③ 祭の振興
- ④ 「まち案内人」などの人材育成



はだかみこし（大和田氷川神社）

5 まちなみ景観

5-1 道路の景観

交通ネットワークの中心となる主要な道路は、まちなみ景観の骨格軸となっています。また、その周辺には様々な景観が広がり、道路を利用する人々にそのまちの印象を与えるという大きな役割を担っています。こうした主要な道路は、周辺住民や歩行者にとって、自動車交通による生活環境や安全面への影響を与えるものとして、また、景観的にも殺風景な空間として意識されることも多いものとなっています。

今後は、道路空間を「道路の景観軸」として、歩行者の安全で快適な通行に配慮した道路づくりの工夫と沿道景観の向上に努め、自動車交通だけの空間ではなく、人々が憩い交流する場として活用します。

(1) 道路の沿道景観の向上

- ① 沿道緑化の推進
 - ア 道路沿いや交差点などのオープンスペースを活用した身近な緑の創出
 - イ 地域別フラワーロード等の推進
 - ウ 周辺住民の理解と協力による街路樹の整備と充実
- ② 沿道建築物の景観向上
 - 沿道建築物の景観に配慮したルールづくり

(2) うるおいのある道路空間づくり

- ① 安全で快適な歩行者空間の創出
 - ユニバーサルデザインによる歩行者空間づくり
- ② 美しい道路景観の創出
 - ア 電線類の地中化や違法簡易広告物の撤去
 - イ ガードレール、舗装、照明、案内、表示などのデザイン化と美化
- ③ わかりやすい道路づくり
 - ア 公共サイン計画の策定
 - イ 案内板やサインの整備と充実

5-2 住宅地の景観

住宅地景観は、住宅（建築物）・敷地・道路という3つの要素とその相互関係で構成されており、この構成要素に十分に配慮しながら、景観形成を進めることが必要です。このため、住宅の敷地と道路を一体的な空間と捉えて、生活道路沿いの空間を緑豊かな魅力的な景観にしていくものとし、さらに、一つ一つの建物が周辺の景観に調和するように、デザインや色彩の向上に努めます。

(1) 道路沿いの景観向上

① 緑の空間づくり（戸建住宅）

ア 塀の生垣化の奨励

イ 敷地内樹木が見えるような塀の工夫

ウ 敷地内の花や樹木の充実

② セミパブリック空間（公共空地）を重視した空間づくり（大規模建築物）

ア 道路沿い空間の緑化

イ 公共空間（壁面後退、ポケットパーク）の確保

ウ 大規模建築物に対する景観形成のルールづくり

③ 街区の一体的な空間づくり

ア 統一感のある圧迫感のない塀づくりの奨励

イ 地域住民の景観づくりのルールや仕組みづくりと活動の推進

ウ 緑地協定や景観協定による地域の緑づくり



緑化のイメージ

(2) 建物等の色彩・デザインの向上

① 建物の色彩とデザインの周辺環境との調和

ア 個性や工夫を基本に、周辺環境との調和に配慮した色彩やデザインの奨励（戸建住宅）

イ 壁面の位置や屋根などのデザインの工夫による景観形成（大規模建築物）

② 付帯設備等における配慮

ア 建物との一体化など、エアコンの室外機、カーポート、駐車場の扉等のデザインに対する配慮（戸建住宅）

イ 壁面・塔屋・外部階段等のデザインの配慮などの周辺への圧迫感の排除とゆとりあるまちなみづくり（大規模建築物）

ウ 駐車場周囲や屋上・壁面緑化の推進（大規模建築物）

③ 工場・店舗のデザインと住宅地の景観との調和

ア 中小工場の塀・資材置場の配置やデザインへの配慮、緑化の推進

イ 店舗や飲食店の看板・自販機等の配置やデザインへの配慮

5-3 駅前・商業地の景観

本市の中心的な商業地である志木駅南口地区及び新座駅南口地区については、放置自転車や屋外広告物など、様々な要因によって景観が阻害されているところもあり、駅前を含めた中心市街地の景観向上が大きな課題となっています。

駅や駅前地区には、まちの顔、地域生活の中心、交通結節点という役割があり、これらの役割とそれぞれの個性に留意しながら、「市街地の景観拠点」として市民だけでなく来訪者が楽しく買い物のできる、活気にあふれた駅前・商業地の景観形

成を目指し、総合的な取組を進めます。

(1) 駅前にふさわしい建物のデザインや看板・広告物の景観形成

① 商業施設等のデザインや色彩の景観に対する配慮

- ア 建築時におけるデザインの工夫（壁面後退、オープンカフェ等）
- イ 屋上緑化や壁面緑化の推進による緑の創出
- ウ 駐車場の緑化による景観向上と立体駐車場におけるデザインへの配慮
- エ 景観づくりのルールづくり（景観協定等／ファサード（外観）や色彩、デザイン、ショーウィンドウ化など）

② 看板・広告物等の景観に対する配慮

- ア 市民との協働による景観づくりのルールづくり（看板、広告物のデザインや色彩など）
- イ 屋外広告物条例に基づく規制の推進

③ まちの顔づくり

- ア まちの象徴となるシンボリックな景観形成と季節感の演出
- イ まちを分かりやすく案内する総合案内板やサインの設置等

(2) 安全で快適な歩行者空間の確保と楽しい駅前の景観づくり

① 安全で快適な歩行者空間づくり

- ア ユニバーサルデザインによる歩行者空間の整備
- イ 店舗の前面スペースの公開（壁面後退等）による歩行者空間の充実
- ウ 電線類の地中化の推進
- エ 捨て看板など道路不法占用物の排除
- オ 駅前と主要な施設や地域資源を結ぶネットワークづくり（案内板、サインの設置等）

② 広場などのオープンスペースの創出と充実

- ア 人々の滞留空間、憩いの場としての駅前広場などのオープンスペースの創出と充実
- イ オープンスペースの緑化による緑の創出

③ 放置自転車のない駅前空間づくり

放置自転車対策の推進

④ 楽しいデザインの工夫ときれいな空間づくり

- ア デザインを工夫したストリートファニーチャー、モニュメントなどの設置
- イ バス停等のデザインの工夫
- ウ 地域住民・商店街等による景観づくり活動の推進と支援制度の充実
- エ ごみやタバコのポイ捨てをなくすなど市民マナー向上による空間美化の推進

(3) 夜の景観の演出

① 明かりの確保・充実

- ア 街路灯等の充実（通りとしての照明の明るさや街路灯のデザインの統一など）
- イ ランドマークとなるような建物や樹木のライトアップ
- ウ 明かりによる季節感の演出（クリスマスイルミネーションなど）

エ 店舗の夜の明かりの工夫とショーウィンドウ化

※ 夜間、店舗から通りにもれる明かりは、通りの雰囲気をもたたく演出するとともに、通りとしての安全性を高めます。

② 景観の観点からのシャッター等の工夫

ア 店舗が閉まった後も楽しく美しい夜間を演出するシャッターのデザイン等の工夫（透かしデザインの採用やシャッターアート）

5-4 まちかどの景観

まちかどは、昔から「お地蔵さん」が置かれるなどシンボリックな意味を持っており、現在でも生活道路の交差点、ごみ集積所やバス停の空間などを始めとする地域のささやかな空間は、立ち話の場、お年寄りの休憩の場など、地域住民が憩い交流する場であり、まちの景観を印象付ける重要な要素にもなっています。しかし、場所によってはポイ捨てされたタバコやごみが放置されがちであり、まちかどの景観づくりも大切な課題となっています。

まちかどの小さな空き地などを利用した、人々が集い憩うことができる場の創出は、コミュニティづくりにも重要な役割を果たすものであり、緑化活動による景観スポットづくりや美化活動の推進を併せるなど地域住民を中心に、まちかどの景観づくりに取り組みます。

(1) まちかどの憩いの場の充実

① 集い憩う場の充実と景観の向上

ア 人々の集まるまちかどの空間（交差点、バス停留所、空き地）を活用したまちかど広場づくりと充実

イ 花や植樹、ベンチなど親しみのある空間演出による景観の向上

ウ 夏に木陰となり冬に陽だまりとなるようなやさしい空間づくり

エ 「向こう三軒両隣」の考え方を大切に私道や路地など身近な空間づくり



北野入口交差点付近のまちかど広場

② 地域の活動拠点と連携した景観スポットづくり

ア ミニギャラリー、情報コーナー（掲示板）などと連携した景観スポットづくりと楽しさの演出

イ コミュニティ活動の活性化に向けた行政の支援

(2) まちかどの花と緑の充実

① 身近な緑化活動の推進

ア 花のあるまちづくり

イ 住宅の玄関先やマンション等の道路沿いなど、まちかどの小さな空き地を生かした緑化の推進

5-5 工場の景観

工場は塀が無機質で閉鎖的な空間を生みがちですが、地域の景観の向上を図るためには、地域で活動する一員という認識のもとに、開放的な空間づくりにも配慮し、周辺地域の景観との調和を図ることが求められます。工場における美しく、やさしいデザインの景観形成に努めます。また、工場景観への理解を得るために、施設の公開などの地域と工場が触れ合える場の充実を促進します。

(1) 色彩・デザインなど周辺環境への配慮

① 工場建築物と周辺地域の景観との調和

ア 工場周囲の緑化や緩衝緑地帯の設置

イ 落ち着いた色彩のフェンスの採用、植栽や生垣など、敷地境界部における景観形成の推進

5-6 公共施設の景観

市役所を始めとする公共施設（公園も含む。）については、景観づくりを進める上で、先導的な役割を果たすことが求められ、それぞれの地域の個性を生かしながら、市民に親しまれる景観の優れた施設づくりが必要です。

今後、公共施設づくりに当たっては、市民参加を基本として、地域らしさ、開放性、シンボル性などを重視し、周辺景観と調和した公共施設の実現を目指します。

(1) 景観づくりを先導する質の高い公共施設づくり

① 市民に開かれた開放的でシンボル性の高いデザインの実現

ア 地域の歴史や文化を活用したデザインの工夫

イ 緑化や植樹など、緑の創出による地域のうるおいの確保

ウ 敷地内に人が入り休憩できる場所などの設置

エ 屋上緑化や壁面緑化の積極的な推進

オ 公園や広場などを一体的に考えた施設づくり

カ ランドマークとなる建物や樹木などのライトアップ

(2) 地域の特性を生かした魅力ある公園づくり

① 市の拠点となる公園等の整備

ア 住区基幹公園などの整備

イ 総合運動公園の整備推進

② 公園の計画的なリニューアル

ア 地形や樹木など地域の自然を生かし周辺景観との調和に配慮

イ 地域の自然や歴史と文化をPRする案内板やサインの設置（分かりやすい案内と解説）

③ 市民参加による魅力ある公園づくり

④ 市民参加による公園管理の仕組みづくり

(3) 市民参加による公共施設づくり

① 市民参加による景観づくりの実現

ア 広域的な市民参加、地域住民の参加など、施設の性格に応じた市民参加の推進（ワークショップ、コンペなど）

イ 公共施設づくりにおける市民参加のシステムづくり

② 市民と市の協働による公共施設の維持管理

ア 地域住民との協働による維持管理のシステムづくり